

電力供給仕様書

1. 概要

本事業は、北広島町所有の公共施設への電力供給について、受注者は川小田小水力発電所の余剰電力を供給し電力の地産地消を行うものである。

2. 仕様

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 需要場所 | 別紙1「需要設備等一覧表」のとおり |
| (2) 業種及び用途 | 別紙1「需要設備等一覧表」のとおり |
| (3) 予定供給電力 | 別紙1「需要設備等一覧表」のとおり |
| (4) 予定使用電力量 | 別紙1「需要設備等一覧表」のとおり |
| (5) 供給電気方式等 | 別紙1「需要設備等一覧表」のとおり |

3. 契約期間

令和5年8月8日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで
長期継続契約（地方自治法第234条の3）とし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において支出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、大手電力会社の電力単価の変動があった場合、その他社会情勢の変化があった場合などは、当該契約を変更し、又は解除することができる。

4. 電気料金の算定方法

- (1) 提案する単価については、様式1に記載すること。
- (2) 電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量等により算定するものとする。
- (3) 燃料費等調整額は、原則当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気契約要綱等に準拠する。
- (4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気契約要綱等による。
- (5) 一月あたりの電気料金は、次の①から④に掲げる料金を合算した額とする。

① 基本料金

＝契約電力×基本料金単価×力率割引率

② 電力量料金

＝当該月の使用電力量×当該月の電力量料金単価

③ 燃料費等調整額

＝当該月の使用電力量×燃料費等調整単価

④ 再エネ賦課金

＝当該月の使用電力量×再エネ賦課金単価

(5) 電気料金の算定に係る単位及び端数処理は下記に定めるものとする。

- ① 契約電力及び最大需要電力の単位は kW とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- ② 使用電力量の単位は kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- ③ 力率の単位は % とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- ④ 電気料金は、別紙 1「需要設備等一覧表」の施設毎に算出し、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ⑤ 各月の契約電力は、その月の最大需要電力と当該月の前 11 か月の期間の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

5. 電気料金の請求及び支払い

料金の請求は、別紙 1「需要場所等一覧表」の施設毎に行い、町は、原則として、公共料金明細サービス（自動引落しする公共料金について債権者の請求情報を事前に確認できるサービスをいう。）を受けて、口座自動振替の方法により支払をおこなう。

6. 実績報告

提案内容にて受託した電力供給先に係る毎月の実績報告を提出するものとする。実績報告については、内訳（契約電力、使用電力量、川小田小水力発電の供給量等）を明記するものとする。なお、様式については発注者と受注者の間で協議し、決定するものとする。

7. その他

- (1) 見積金額の算定に当たっては、力率 100%とし、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー促進賦課金は含めないこととする。
- (2) 見積金額の算定にあたっては予定価格を上回らないよう設定すること。
- (3) 一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な通信装置等（計量器、通信装置、その他付属装置）を設置、変更又は撤去する必要がある場合の費用負担については、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。
- (4) 発注者が、本仕様書に定める需要設備等以外の需要施設を追加するよう検討を依頼したときは、受注者はこれに協力すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める要綱・約款を基に、発注者及び受注者の協議により定めるものとする。